

岩手県岩手海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町宿戸地先 (土釜沖)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度22.506分、東経141度45.845分 イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.456分 ウ点 北緯40度22.511分、東経141度46.621分 エ点 北緯40度22.403分、東経141度45.930分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第2号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町有家地先 (有家網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度19.744分、東経141度47.703分 イ点 北緯40度19.903分、東経141度48.155分 ウ点 北緯40度19.602分、東経141度48.313分 エ点 北緯40度19.494分、東経141度47.834分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第3号	洋野町漁業協同組合	九戸郡洋野町中野地先 (中野網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度18.349分、東経141度48.178分 イ点 北緯40度18.456分、東経141度48.653分 ウ点 北緯40度18.180分、東経141度48.724分 エ点 北緯40度18.165分、東経141度48.229分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第4号	大下園充ほか2	久慈市待浜町桑畑地先 (沖桑畑網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分 イ点 北緯40度17.799分、東経141度48.912分 ウ点 北緯40度17.545分、東経141度48.971分 エ点 北緯40度17.541分、東経141度48.510分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第5号	田中武雄ほか4	久慈市待浜町横沼地先 (岸横沼網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分 イ点 北緯40度15.592分、東経141度49.675分 ウ点 北緯40度15.383分、東経141度49.656分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ)垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第6号	田中武雄ほか4	久慈市待浜町横沼地先 (沖横沼網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度15.497分、東経141度49.668分 イ点 北緯40度15.493分、東経141度50.079分 ウ点 北緯40度15.260分、東経141度50.098分 エ点 北緯40度15.330分、東経141度49.649分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第7号	健成株式会社	久慈市待浜町本波地先 (本波網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度14.168分、東経141度50.129分 イ点 北緯40度14.330分、東経141度50.646分 ウ点 北緯40度14.104分、東経141度50.707分 エ点 北緯40度14.115分、東経141度50.144分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第8号	豊貴信ほか1	久慈市浪町久慈浜地先 (大作根網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度12.325分、東経141度51.124分 イ点 北緯40度12.032分、東経141度51.181分 ウ点 北緯40度12.053分、東経141度50.497分 エ点 北緯40度12.214分、東経141度50.439分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第9号	中村利郎ほか2	久慈市宇部町小福地先 (赤磯網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度10.182分、東経141度51.160分 イ点 北緯40度10.169分、東経141度51.063分 ウ点 北緯40度10.584分、東経141度51.413分 エ点 北緯40度10.371分、東経141度51.620分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ)垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第10号	中村利郎ほか2	久慈市宇部町小地地先 (えびす網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度9.722分、東経141度51.820分 イ点 北緯40度10.176分、東経141度52.440分 ウ点 北緯40度9.915分、東経141度52.696分 エ点 北緯40度9.662分、東経141度51.937分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第12号	廣崎史記ほか2	久慈市宇部町久喜地先 (鹿形網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度7.682分、東経141度51.924分 イ点 北緯40度7.027分、東経141度52.953分 ウ点 北緯40度6.827分、東経141度52.693分 エ点 北緯40度7.633分、東経141度51.844分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第13号	野田村漁業協同組合	九戸郡野田村大字玉川地先(沖浜山)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度5.125分、東経141度52.694分 イ点 北緯40度5.325分、東経141度53.561分 ウ点 北緯40度4.917分、東経141度53.676分 エ点 北緯40度4.770分、東経141度52.822分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第14号	替代村漁業協同組合ほか5	下閉伊郡替代村蛭内地先(平磯)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.383分、東経141度52.003分 イ点 北緯40度3.655分、東経141度52.351分 ウ点 北緯40度3.525分、東経141度52.503分 エ点 北緯40度3.266分、東経141度52.141分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第15号	替代村漁業協同組合ほか10	下閉伊郡替代村蛭内地先(沼の鼻)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度3.005分、東経141度52.545分 イ点 北緯40度3.244分、東経141度52.751分 ウ点 北緯40度3.260分、東経141度52.736分 エ点 北緯40度3.285分、東経141度52.786分 オ点 北緯40度3.145分、東経141度52.921分 カ点 北緯40度2.984分、東経141度52.644分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ)イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。
定第16号	替代村漁業協同組合	下閉伊郡替代村白井地先(白井網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度2.482分、東経141度52.959分 イ点 北緯40度2.817分、東経141度53.623分 ウ点 北緯40度2.518分、東経141度53.773分 エ点 北緯40度2.432分、東経141度52.988分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ)垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第17号	替代村漁業協同組合ほか18	下閉伊郡替代村太田名部地先(二子網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度0.649分、東経141度54.686分 イ点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分 ウ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分 エ点 北緯40度0.603分、東経141度54.851分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ)垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第18号	替代村漁業協同組合	下閉伊郡替代村黒崎地先(黒崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分 イ点 北緯40度1.247分、東経141度55.417分 ウ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分 エ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア)沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ)毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ)さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第19号	替代村漁業協同組合	下閉伊郡替代村黒崎地先(アンモ浦)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯40度0.341分、東経141度56.705分 イ点 北緯40度0.442分、東経141度56.527分 ウ点 北緯40度0.471分、東経141度56.512分 エ点 北緯40度0.497分、東経141度56.589分 オ点 北緯40度0.260分、東経141度56.722分 カ点 北緯40度0.235分、東経141度56.643分 キ点 北緯40度0.260分、東経141度56.626分 ク点 北緯40度0.234分、東経141度56.417分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。 ケ点 北緯40度0.266分、東経141度56.688分 コ点 北緯40度0.473分、東経141度56.574分
定第20号	替代村漁業協同組合	下閉伊郡替代村黒崎地先(からはし)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度59.699分、東経141度56.879分 イ点 北緯39度59.817分、東経141度57.016分 ウ点 北緯39度59.855分、東経141度56.994分 エ点 北緯39度59.883分、東経141度57.075分 オ点 北緯39度59.698分、東経141度57.179分 カ点 北緯39度59.672分、東経141度57.099分 キ点 北緯39度59.694分、東経141度57.086分 ク点 北緯39度59.668分、東経141度56.918分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。 ケ点 北緯39度59.703分、東経141度57.140分 コ点 北緯39度59.849分、東経141度57.061分
定第101号	田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村明地先(羅貫)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度56.553分、東経141度57.765分 イ点 北緯39度56.430分、東経141度58.222分 ウ点 北緯39度56.076分、東経141度58.089分 エ点 北緯39度56.137分、東経141度57.920分 オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分 カ点 北緯39度56.430分、東経141度57.620分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第102号	小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本水尻地先(須久満)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度53.250分、東経141度58.167分 イ点 北緯39度53.603分、東経141度58.625分 ウ点 北緯39度53.108分、東経141度58.933分 エ点 北緯39度53.095分、東経141度58.296分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第103号	小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本水尻地先(熊の鼻)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度50.581分、東経141度58.905分 イ点 北緯39度50.626分、東経141度59.379分 ウ点 北緯39度50.389分、東経141度59.460分 エ点 北緯39度50.400分、東経141度59.254分 オ点 北緯39度50.477分、東経141度58.898分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) イ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上
定第104号	田老町漁業協同組合	宮古市田老小堀内地先(赤島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度47.298分、東経141度59.396分 イ点 北緯39度47.492分、東経142度0.268分 ウ点 北緯39度47.121分、東経142度0.428分 エ点 北緯39度47.073分、東経142度0.278分 オ点 北緯39度47.166分、東経141度59.510分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上
定第105号	田老町漁業協同組合	宮古市田老佐賀部地先(佐賀部)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度43.630分、東経141度59.257分 イ点 北緯39度43.721分、東経141度59.495分 ウ点 北緯39度43.713分、東経141度59.605分 エ点 北緯39度43.429分、東経141度59.662分 オ点 北緯39度43.443分、東経141度59.310分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上
定第106号	宮古漁業協同組合	宮古市崎山地先(秋姉ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度41.265分、東経141度59.049分 イ点 北緯39度41.539分、東経141度59.158分 ウ点 北緯39度41.490分、東経141度59.589分 エ点 北緯39度41.288分、東経141度59.251分 オ点 北緯39度41.244分、東経141度59.134分	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網柵5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号 定第107号	漁業権者 宮古漁業協同組合	漁場の位置 宮古市崎山地先(日出島)	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度40.175分、東経141度59.358分 イ点 北緯39度40.295分、東経141度59.811分 ウ点 北緯39度39.856分、東経141度59.795分 エ点 北緯39度40.095分、東経141度59.253分	漁業の種類 定置漁業	漁業の名称 さけ・いわし定置漁業	漁業時期 3月1日から翌年2月末日まで	存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	団体・個別の別 個別	関係地区 —	条件 (ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第108号	宮古漁業協同組合	宮古市重茂追切地先(一丁目)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度38.267分、東経142度0.135分 イ点 北緯39度38.384分、東経141度59.774分 ウ点 北緯39度38.586分、東経141度59.923分 エ点 北緯39度38.424分、東経142度0.245分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第109号	宮古漁業協同組合	宮古市重茂追切地先(秋二丁目)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度38.690分、東経142度0.420分 イ点 北緯39度38.842分、東経142度0.166分 ウ点 北緯39度39.007分、東経142度0.308分 エ点 北緯39度38.803分、東経142度0.558分	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第110号	宮古漁業協同組合	宮古市重茂追切地先(三丁目)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度39.022分、東経142度0.763分 イ点 北緯39度39.243分、東経142度0.356分 ウ点 北緯39度39.548分、東経142度0.711分 エ点 北緯39度39.156分、東経142度0.869分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) イ及びウの各点並びにエとウの各点を結ぶ直線の中心点に、海面から2メートル以上のやぐら式黄色標識物標(夜間点灯式、レーダー反射装置付き)を設置するほか、漁具の沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第111号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂白ツナ地先(平島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度38.835分、東経142度1.869分 イ点 北緯39度38.895分、東経142度1.954分 ウ点 北緯39度37.109分、東経142度1.939分 エ点 北緯39度37.147分、東経142度2.341分 オ点 北緯39度38.835分、東経142度2.481分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第112号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂与奈地先(与奈)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度34.491分、東経142度2.992分 イ点 北緯39度34.477分、東経142度2.843分 ウ点 北緯39度34.760分、東経142度2.953分 エ点 北緯39度34.687分、東経142度3.317分 オ点 北緯39度34.474分、東経142度3.173分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第113号	三陸やまだ漁業協同組合ほか1	宮古市重茂姉吉地先(姉吉)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度32.019分、東経142度3.911分 イ点 北緯39度32.032分、東経142度4.286分 ウ点 北緯39度31.729分、東経142度4.202分 エ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分 オ点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分 カ点 北緯39度31.995分、東経142度3.773分 キ点 北緯39度32.012分、東経142度3.734分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第114号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂根地先(根地)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度31.473分、東経142度31.81分 イ点 北緯39度31.059分、東経142度3.324分 ウ点 北緯39度31.014分、東経142度2.975分 エ点 北緯39度31.576分、東経142度2.991分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第115号	重茂漁業協同組合	宮古市重茂館ヶ崎地先(秋館ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度30.170分、東経142度1.334分 イ点 北緯39度30.060分、東経142度1.637分 ウ点 北緯39度29.896分、東経142度1.530分 エ点 北緯39度30.039分、東経142度1.325分 オ点 北緯39度30.060分、東経142度1.257分 カ点 北緯39度30.056分、東経142度1.250分	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (ウ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第116号	山丸定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町大沢地先(松島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度29.690分、東経142度9.17分 イ点 北緯39度29.617分、東経142度1.486分 ウ点 北緯39度29.357分、東経142度1.288分 エ点 北緯39度29.491分、東経142度0.852分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第117号	山田定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町大沢地先(水場)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 ア点 北緯39度28.626分、東経142度0.486分 イ点 北緯39度28.439分、東経142度0.420分 ウ点 北緯39度28.440分、東経142度0.406分 エ点 北緯39度28.460分、東経142度0.115分 オ点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分 カ点 北緯39度28.762分、東経142度0.294分 キ点 北緯39度28.681分、東経142度0.295分 ク点 北緯39度28.669分、東経142度0.377分 ケ点 北緯39度28.689分、東経142度0.399分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。 (オ) ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。
定第118号	大浦山上定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町船越大浦地先(夏立神岩)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.382分、東経142度0.132分 イ点 北緯39度27.474分、東経141度59.903分 ウ点 北緯39度27.625分、東経142度0.019分 エ点 北緯39度27.478分、東経142度0.172分	定置漁業	いわし定置漁業	4月1日から10月20日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部及び夜の最期の施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第119号	沖の沢定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町船越大浦地先(沖の沢)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度27.738分、東経142度0.466分 イ点 北緯39度27.838分、東経142度0.224分 ウ点 北緯39度27.955分、東経142度0.399分 エ点 北緯39度27.840分、東経142度0.482分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	7月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (ウ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。 (エ) ア、イ、ウ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。 (オ) 北緯39度27.948分、東経142度0.404分
定第120号	三陸やまだ漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越大浦地先(新釜)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.532分、東経142度1.578分 イ点 北緯39度28.690分、東経142度1.455分 ウ点 北緯39度28.796分、東経142度1.681分 エ点 北緯39度28.615分、東経142度1.679分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第121号	山一定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町船越大浦地先(四丁目)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度28.731分、東経142度1.875分 イ点 北緯39度29.001分、東経142度1.772分 ウ点 北緯39度29.164分、東経142度1.995分 エ点 北緯39度28.973分、東経142度2.085分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれレーザー反射板を付けて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間に於いて、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第122号	縄笠定置漁業生産組合	下閉伊郡山田町船越大浦地先(五丁目)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.99分、東経142度2.582分 イ点 北緯39度20.245分、東経142度2.594分 ウ点 北緯39度29.223分、東経142度3.006分 エ点 北緯39度28.970分、東経142度2.729分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第123号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越小谷島地先(小谷島)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分 イ点 北緯39度24.671分、東経142度1.581分 ウ点 北緯39度24.652分、東経142度1.237分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第124号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越大島地先(根崎)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.033分、東経141度59.911分 イ点 北緯39度23.949分、東経142度0.167分 ウ点 北緯39度23.776分、東経142度0.018分 エ点 北緯39度23.967分、東経141度59.875分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第125号	船越湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町船越地先(大島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.406分、東経141度59.255分 イ点 北緯39度24.075分、東経141度59.493分 ウ点 北緯39度24.057分、東経141度59.171分 エ点 北緯39度24.397分、東経141度59.112分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第126号	佐々木漁業生産組合	下閉伊郡山田町船越地先(中網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度24.527分、東経141度58.741分 イ点 北緯39度24.315分、東経141度58.690分 ウ点 北緯39度24.391分、東経141度58.498分 エ点 北緯39度24.586分、東経141度58.608分 オ点 北緯39度24.572分、東経141度58.650分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第201号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町吉里吉里地先(野島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分 イ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分 ウ点 北緯39度23.204分、東経141度58.045分 エ点 北緯39度23.260分、東経141度58.420分 オ点 北緯39度22.880分、東経141度58.110分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第202号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町野島地先(沖野島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度22.718分、東経141度58.172分 イ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分 ウ点 北緯39度22.635分、東経141度58.735分 エ点 北緯39度22.590分、東経141度58.828分 オ点 北緯39度22.583分、東経141度58.951分 カ点 北緯39度22.143分、東経141度58.713分 キ点 北緯39度22.206分、東経141度58.552分 ク点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分 ケ点 北緯39度22.433分、東経141度58.211分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域以内は、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。
定第203号	新おおつち漁業協同組合	上閉伊郡大槌町七度地先(長越)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度21.077分、東経141度56.814分 イ点 北緯39度20.856分、東経141度57.014分 ウ点 北緯39度20.778分、東経141度56.732分 エ点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間にあって、垣網所5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第205号	釜石東部漁業協同組合	釜石市稲崎町御箱崎地先(四丁目)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.951分、東経141度59.340分 イ点 北緯39度21.289分、東経141度59.418分 ウ点 北緯39度21.316分、東経141度59.736分 エ点 北緯39度20.979分、東経141度59.566分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第207号	釜石東部漁業協同組合	釜石市稲崎町三貫島南浦地先(汐折)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.471分、東経141度58.496分 イ点 北緯39度18.247分、東経141度58.540分 ウ点 北緯39度17.963分、東経141度58.588分 エ点 北緯39度18.062分、東経141度58.121分 オ点 北緯39度18.474分、東経141度58.420分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部及びオ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第208号	萬漁業株式会社	釜石市稲崎町ほっちようか地先(ほっちようか)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.537分、東経141度58.052分 イ点 北緯39度18.427分、東経141度58.213分 ウ点 北緯39度18.176分、東経141度56.404分 エ点 北緯39度18.117分、東経141度55.958分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第209号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字釜石とりいそ地先(白崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度17.368分、東経141度55.296分 イ点 北緯39度17.661分、東経141度55.676分 ウ点 北緯39度17.459分、東経141度56.052分 エ点 北緯39度17.170分、東経141度55.525分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第210号	釜石湾漁業協同組合	釜石市大字平田白浜地先(沖網)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分 イ点 北緯39度15.377分、東経141度57.328分 ウ点 北緯39度15.402分、東経141度57.779分 エ点 北緯39度15.106分、東経141度57.534分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第211号	有限会社泉澤水産	釜石市大字平田小松浜地先(小松)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度14.587分、東経141度57.474分 イ点 北緯39度14.463分、東経141度58.048分 ウ点 北緯39度14.427分、東経141度58.098分 エ点 北緯39度14.173分、東経141度57.791分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和8年4月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第212号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(大建)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度11.164分、東経141度55.133分 イ点 北緯39度11.602分、東経141度54.983分 ウ点 北緯39度11.609分、東経141度55.475分 エ点 北緯39度11.180分、東経141度55.401分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第213号	唐丹町漁業協同組合	釜石市唐丹町地先(金島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度10.994分、東経141度55.526分 イ点 北緯39度10.896分、東経141度55.995分 ウ点 北緯39度10.592分、東経141度55.865分 エ点 北緯39度10.738分、東経141度55.419分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

免許番号 定第214号	漁業権者 萬漁業株式会社	漁場の位置 釜石市稲崎町細浦地先 (三丁目)	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分 イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分 ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分 エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分	漁業の種類 定置漁業	漁業の名称 さけ・いわし定置漁業	漁業時期 3月1日から翌年2月末日まで	存続期間 令和8年5月1日から令和11年2月28日まで	団体・個別の別 個別	関係地区 —	条件 (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第215号	有限会社泉澤水産	釜石市稲崎町三貫島地先(三貫)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分 イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分 ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分 エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和8年4月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第301号	有限会社道下漁業	大船渡市三陸町吉浜地先(夏白石)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度10.466分、東経141度55.036分 イ点 北緯39度10.222分、東経141度55.876分 ウ点 北緯39度9.961分、東経141度55.331分 エ点 北緯39度10.336分、東経141度54.891分	定置漁業	さば定置漁業	3月1日から9月30日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第302号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先(横沼)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度10.181分、東経141度54.502分 イ点 北緯39度9.881分、東経141度54.798分 ウ点 北緯39度9.737分、東経141度54.513分 エ点 北緯39度10.011分、東経141度54.289分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第303号	吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜地先(大船)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度9.347分、東経141度53.234分 イ点 北緯39度9.067分、東経141度53.674分 ウ点 北緯39度8.825分、東経141度53.155分 エ点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分 オ点 北緯39度9.282分、東経141度52.959分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第304号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(小壁)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度7.037分、東経141度53.376分 イ点 北緯39度7.496分、東経141度53.191分 ウ点 北緯39度7.469分、東経141度53.951分 エ点 北緯39度7.108分、東経141度53.668分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第305号	有限会社道下漁業	大船渡市三陸町越喜来地先(大輪)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.554分、東経141度54.743分 イ点 北緯39度7.040分、東経141度54.734分 ウ点 北緯39度6.829分、東経141度55.542分 エ点 北緯39度6.444分、東経141度55.157分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第306号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(ニツ水)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.231分、東経141度54.717分 イ点 北緯39度6.200分、東経141度54.760分 ウ点 北緯39度5.946分、東経141度55.118分 エ点 北緯39度5.764分、東経141度54.755分 オ点 北緯39度6.086分、東経141度54.431分 力点 北緯39度6.118分、東経141度54.398分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。 (オ) ア、イ、オ及び力の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第307号	越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来地先(大塩崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度5.340分、東経141度52.664分 イ点 北緯39度5.063分、東経141度52.669分 ウ点 北緯39度5.168分、東経141度52.280分 エ点 北緯39度5.401分、東経141度52.570分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第308号	山崎太樹	大船渡市三陸町越喜来地先(鬼間ヶ崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度6.038分、東経141度51.507分 イ点 北緯39度5.795分、東経141度51.489分 ウ点 北緯39度5.859分、東経141度51.321分 エ点 北緯39度6.074分、東経141度51.466分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年3月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第309号	有限会社道下漁業	大船渡市三陸町綾里地先(清水輪)	次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分 イ点 北緯39度4.633分、東経141度51.837分 ウ点 北緯39度4.592分、東経141度52.319分 エ点 北緯39度4.330分、東経141度52.100分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第310号	有限会社道下漁業	大船渡市三陸町綾里地先(燈崎)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度4.140分、東経141度52.437分 イ点 北緯39度4.190分、東経141度52.918分 ウ点 北緯39度3.878分、東経141度52.955分 エ点 北緯39度3.884分、東経141度52.550分 オ点 北緯39度4.010分、東経141度52.350分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第311号	有限会社道下漁業	大船渡市三陸町綾里地先(夏茂田)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度2.177分、東経141度50.989分 イ点 北緯39度2.469分、東経141度51.532分 ウ点 北緯39度2.050分、東経141度51.771分 エ点 北緯39度1.958分、東経141度51.053分	定置漁業	いわし定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第312号	綾里漁業協同組合ほか3	大船渡市三陸町綾里地先(順松)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分 イ点 北緯39度0.995分、東経141度50.559分 ウ点 北緯39度1.004分、東経141度50.006分 エ点 北緯39度1.471分、東経141度49.833分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) イ、ウ、オ、カ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。 オ点 北緯39度1.019分、東経141度50.000分 カ点 北緯39度1.007分、東経141度50.551分
定第313号	綾里漁業協同組合ほか3	大船渡市三陸町綾里地先(大入)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.350分、東経141度48.987分 イ点 北緯39度1.224分、東経141度49.182分 ウ点 北緯39度0.975分、東経141度49.333分 エ点 北緯39度0.940分、東経141度48.779分 オ点 北緯39度1.367分、東経141度48.746分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第314号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市赤崎町地先(重根)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度0.991分、東経141度46.174分 イ点 北緯39度0.632分、東経141度46.603分 ウ点 北緯39度0.637分、東経141度46.242分 エ点 北緯39度0.916分、東経141度45.891分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標(夜間点灯式、レーザー反射装置付き)を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第315号	森松男	大船渡市赤崎町地先(大坪)	次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.78分、東経141度44.957分 イ点 北緯39度1.015分、東経141度44.944分 ウ点 北緯39度1.078分、東経141度44.791分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年5月1日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第316号	亙理榮好ほか1	大船渡市赤崎町地先(鵜の島)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯39度1.250分、東経141度44.446分 イ点 北緯39度1.310分、東経141度44.544分 ウ点 北緯39度1.123分、東経141度44.523分 エ点 北緯39度1.132分、東経141度44.348分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年5月1日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第317号	大船渡市漁業協同組合	大船渡市束崎町地先(大浜)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度59.695分、東経141度44.677分 イ点 北緯38度59.759分、東経141度45.608分 ウ点 北緯38度59.287分、東経141度45.622分 エ点 北緯38度59.505分、東経141度44.711分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
定第318号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先(黒崎)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度57.128分、東経141度43.857分 イ点 北緯38度56.963分、東経141度44.357分 ウ点 北緯38度56.588分、東経141度44.081分 エ点 北緯38度56.888分、東経141度43.686分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第319号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先(椿島)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度56.133分、東経141度42.881分 イ点 北緯38度55.307分、東経141度43.228分 ウ点 北緯38度55.333分、東経141度42.528分 エ点 北緯38度55.742分、東経141度42.782分 オ点 北緯38度56.132分、東経141度42.740分	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
定第320号	広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町地先(仁位達)	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点 北緯38度56.299分、東経141度42.519分 イ点 北緯38度55.745分、東経141度42.765分 ウ点 北緯38度55.758分、東経141度42.315分 エ点 北緯38度56.297分、東経141度42.381分	定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで	個別	—	(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。 (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさになければならない。 (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。 (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網析5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。